

○山梨県警察情報発信戦略会議運営要領の制定について

〔令和2年3月19日〕
〔例規甲（務戦略）第82号〕

第1 設置

山梨県警察本部に、山梨県警察情報発信戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

第2 目的

戦略会議は、部内横断的な情報発信に関する共通認識を深めるとともに、連絡協調し、適時、適切な情報発信を行い、県民等による自主的な防衛対策を促すことによる県民の安全・安心の確保並びに県民の納得及び共鳴を得ることによる警察活動に対する理解と協力を確保することを目的として設置するものである。

第3 任務

1 情報共有化等

- (1) 各部の情報発信イベント、ツール及び活動予定の共有化
- (2) 各部の重点的な情報発信事項の共有化
- (3) 情報発信素材、ツール等の相互利用に関する調整

2 検証

- (1) 県民の反応等情報発信結果の検証
- (2) 情報発信による成功体験の紹介

3 その他

- (1) 新たな情報発信活動を創出するための意見交換
- (2) 現場に対する指導事項の抽出
- (3) 各部門間で周知が必要な事項の連絡

第4 構成

戦略会議は、情報発信戦略統括官（以下「統括官」という。）、情報発信戦略副統括官（以下「副統括官」という。）、情報発信戦略官（以下「戦略官」という。）及び情報発信戦略補佐官（以下「戦略補佐官」という。）をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

統括官　総務室総務課県民広報相談センター所長

副統括官　総務室広報官

戦略官 総務室総務課次席

警務部警務課次席

生活安全部生活安全企画課次席

刑事部刑事企画課次席

交通部交通企画課次席

警備部警備第一課次席

戦略補佐官 総務室総務課県民広報相談センター広聴・広報担当所長補佐

警務部警務課企画室企画第一担当室長補佐

生活安全部生活安全企画課企画調整担当課長補佐

刑事部刑事企画課企画調整担当課長補佐

交通部交通企画課企画担当課長補佐

警備部警備第二課危機管理室危機管理第二担当室長補佐

第5 運営

- 1 統括官は、必要に応じて戦略会議を招集し、その議事を主宰する。
- 2 統括官は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し戦略会議への出席を求めることができる。
- 3 副統括官は、統括官を補佐し、統括官に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 情報発信戦略部会

- 1 戦略会議で共有した情報を基に、情報発信の具体的な企画調整を図るため、戦略会議に情報発信戦略部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会は、戦略会議で共有した情報を主管する部の戦略官、戦略補佐官及び業務主管課次席をもって構成する。ただし、当該情報を主管する部の戦略官が複数いる場合は、当該戦略官の中から統括官が指名するものとする。
- 3 部会は、2に定める戦略官が招集し、掌理する。
- 4 2に定める戦略官は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し部会への出席を求めることができる。

第7 庶務

戦略会議の庶務は、総務室総務課において行う。